

## 指定業者新規申請について

※新規申請の手数料として、**24,000円**が必要です。

手数料は申請書受付後、納付書により納付していただきます。

※姫路市下水道排水設備工事施工業者指定規程第19条に基づく指定業者保証金(10万円)は、指定となった時に必要ですので、後日の納付になります。

### 添付書類等の説明

A-1について	身分証明書・・・本籍地の市町村戸籍係に請求してください。【コピーは不可】 ※外国人の方は発行されませんので、添付不要です。
A-2について	誓約書に記名のうえ提出してください。
A-3・Bについて	代表者の以下の書類を提出して下さい。 (1)住民票記載事項証明書(「住民票」も可) (本籍の記載必要、個人番号(マイナンバー)記載不要)【コピーは不可】 (2)経歴書 代表者の経歴書を作成して提出してください。
A-4・A-5について (法人のみ)	(1)登記事項証明書の「履歴事項全部証明書」を提出してください。【コピーは不可】 (2)定款のコピーを添付し、「 <u>原本の写しに相違ありません</u> 」と記入し、会社名・代表者名を記名してください。
Cについて	写真について【A4版用紙等に整理してください】 (1)営業所の外観・・・1枚(建物全体が入るように撮影してください。) (2)営業所内部の写真・・・3～5枚程度

(裏面に続く)

Dについて	<p>専属する責任技術者について記入し、以下の書類を添付してください。</p> <p>(1)姫路市に責任技術者登録をしている方は、責任技術者証(手帳)のコピー。 これから責任技術者登録する方は、現在有効な責任技術者試験合格証、または更新講習修了証の写し</p> <p>(2)名簿に記載した責任技術者全員について、雇用関係を証明する書類が必要です。 社会健康保険証などの公的な書類(会社名と責任技術者名が確認できるもの。一般の国民健康保険は不可)をコピーして添付してください。</p> <p>(注)個人事業主が責任技術者である場合、雇用関係を証明する書類として、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書や所得税(青色)申告決裁書、労働者災害補償保険特別加入申請書等の書類を提出してください。</p>
Eについて	<p>保有する設備・機材を列挙してください。</p> <p>※写真は不要。</p>
証明書について	<p>証明書は指定業者新規申請をする日から遡って3ヶ月以内のものを添付してください。</p>

(お問い合わせ先)姫路市上下水道サービス課庶務担当  
電話 079-221-2722